

内閣参質一七一第二八号

平成二十一年二月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員犬塚直史君提出「アフガニスタン東・パキスタン西プロジェクト」構想に基づくわが国のアフガニスタン支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員犬塚直史君提出「アフガニスタン東・パキスタン西プロジェクト」構想に基づくわが国のアフガニスタン支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「抗争停止合意」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、仮にこれが平成十九年十二月二十一日に直嶋正行参議院議員外八名が提出した国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案第三条にいう「アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との合意」を指すのであれば、お尋ねの「アフガニスタン東・パキスタン西プロジェクト」構想がどのように「抗争停止合意」を推進するのか定かではないため、お答えすることは困難である。

二から四までについて

お尋ねにある「現地関係者」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯で具体的にいかなる支援を行うべきかについては、両国の自主性を尊重し、両国と緊密に情報交換しながら検討すべきものと考ええる。

